別紙（第6条関係）

介護老人福祉施設桜寿園（介護老人福祉施設）利用料金表

令和3年 10月1日現在

運営規程 第7条 第2・3項

1．介護報酬に係る費用（利用者負担1割分または2割分または3割分）1日につき

項目	区分		要介護状態区分	体制等	介護報酬 単位	介護報酬 金額（10割）	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割
① 基本額	種別：介護福祉施設サービス（介護福祉施設）　1日につき								
	Ⅰ型（従来型個室）		要介護1	夜間勤務体制基準型	573 単位	6,142 円	（ 615 円）	（ 1,229 円）	（ 1,843 円）
			要介護2		641 単位	6,871 円	（ 688 円）	（ 1,375 円）	（ 2,062 円）
			要介護3		712 単位	7,632 円	（ 764 円）	（ 1,527 円）	（ 2,290 円）
			要介護4		780 単位	8,361 円	（ 837 円）	（ 1,673 円）	（ 2,509 円）
			要介護5		847 単位	9,079 円	（ 908 円）	（ 1,816 円）	（ 2,724 円）
	Ⅱ型（多床室）		要介護1	夜間勤務体制基準型	573 単位	6,142 円	（ 615 円）	（ 1,229 円）	（ 1,843 円）
			要介護2		641 単位	6,871 円	（ 688 円）	（ 1,375 円）	（ 2,062 円）
			要介護3		712 単位	7,632 円	（ 764 円）	（ 1,527 円）	（ 2,290 円）
			要介護4		780 単位	8,361 円	（ 837 円）	（ 1,673 円）	（ 2,509 円）
			要介護5		847 単位	9,079 円	（ 908 円）	（ 1,816 円）	（ 2,724 円）
② 加算	日常生活継続支援加算		前年の新規入所者総数のうち要介護4～5の占める割合が　70%以上	1日につき	36 単位	385 円	（ 39 円）	（ 77 円）	（ 116 円）
	夜勤職員配置加算Ⅲ（ロ）		人員基準＋1名以上の喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置	1日につき	16 単位	171 円	（ 18 円）	（ 35 円）	（ 52 円）
	看護体制加算Ⅰ		看護師配置加算	1日につき	4 単位	42 円	（ 5 円）	（ 9 円）	（ 13 円）
	精神科医療養指導加算		月2回以上行われている場合	1日につき	5 単位	53 円	（ 6 円）	（ 11 円）	（ 16 円）
	外泊時費用		月6日を限度	1日につき	246 単位	2,637 円	（ 264 円）	（ 528 円）	（ 792 円）
	初期加算		入所から30日以内の期間	1日につき	30 単位	321 円	（ 33 円）	（ 65 円）	（ 97 円）
	安全対策体制加算（令和3年11月～）		研修を受けた担当者が配置され組織的に安全対策を実施する体制が整備されている	入所初日のみ	20 単位	214 円	（ 22 円）	（ 43 円）	（ 65 円）
	退所時相談援助加算		退所前後訪問相談援助加算	1回につき	460 単位	4,931 円	（ 494 円）	（ 987 円）	（ 1,480 円）
			退所時相談援助加算	1回に限り	400 単位	4,288 円	（ 429 円）	（ 858 円）	（ 1,287 円）
			退所前連携加算	1回に限り	500 単位	5,360 円	（ 536 円）	（ 1,072 円）	（ 1,608 円）
	経口移行加算		対象者のみ（180日を限度）	1日につき	28 単位	300 円	（ 30 円）	（ 60 円）	（ 90 円）
	褥瘡マネジメント加算 ※併算不可	（Ⅰ）	入所時の評価を厚労省に提出後、定期的なモニタリングと計画の策定、それに沿ったケアの展開	1か月につき	3 単位	32 円	（ 4 円）	（ 7 円）	（ 10 円）
		（Ⅱ）	（Ⅰ）を実施した結果、褥瘡の発生がないこと	1か月につき	13 単位	139 円	（ 14 円）	（ 28 円）	（ 42 円）
	排泄支援加算 ※併算不可	（Ⅰ）	入所時の評価を厚労省に提出後、定期的なモニタリングと計画の策定、それに沿ったケアの展開	1か月につき	10 単位	107 円	（ 11 円）	（ 22 円）	（ 33 円）
		（Ⅱ）	（Ⅰ）を実施した結果、排泄・排便のいずれかが改善し、悪化がない。又はおむつ使用が中止できる	1か月につき	15 単位	160 円	（ 16 円）	（ 32 円）	（ 48 円）
		（Ⅲ）	（Ⅰ）を実施した結果、排泄・排便のいずれかが改善し、悪化がない。且つおむつ使用が中止できる	1か月につき	20 単位	214 円	（ 22 円）	（ 43 円）	（ 65 円）
	療養食加算		対象者のみ（180日を限度）	1日につき	28 単位	300 円	（ 30 円）	（ 60 円）	（ 90 円）
			＊3回分		18 単位	192 円	（ 20 円）	（ 39 円）	（ 58 円）
	看取り介護加算		対象者のみ（死亡日前45日～31日以下）1日につき		72 単位	771 円	（ 78 円）	（ 155 円）	（ 232 円）
			対象者のみ（死亡日前4日～30日以下）1日につき		144 単位	1,543 円	（ 155 円）	（ 309 円）	（ 463 円）
			対象者のみ（死亡日前2日または3日）1日につき		680 単位	7,289 円	（ 729 円）	（ 1,458 円）	（ 2,187 円）
			対象者のみ（死亡日）	1日につき	1280 単位	13,721 円	（ 1,373 円）	（ 2,745 円）	（ 4,117 円）
	若年性認知症入所者受入加算		対象者のみ	1日につき	120 単位	1,286 円	（ 129 円）	（ 258 円）	（ 386 円）
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		介護職員の処遇改善に向けた要件を満たしている場合	1ヶ月につき	1ヶ月の総単位数×10．72円×8．3%の　1割分または2割分または3割分				
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たしている場合	1ヶ月につき	現行の処遇改善加算（8．3%）に新たに介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）として（2．7%）を上乗せした分（計11．0%）の、1割分または2割分または3割分				

利用者負担の計算方法	①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10．72円（川崎市の地域加算）－9割分または8割分または7割分（小数点以下切捨て） ＝利用者負担（1割分または2割分または3割分） ただし、金額は小数点以下切捨てなので、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

運営規程第7条第4項関係

2. その他の費用（利用者負担10割）

居住費　1日につき	従来型個室（室料＋光熱水費相当）	1，300円
	多　床　室　（室料＋光熱水費相当）	1，110円
食　費　1日につき	（食材料費＋調理費相等）	1，605円

ただし、居住費および食費について、利用者負担限度額認定を受けている場合には、、認定証に記載している食費および居住費の負担限度額（次表）となります。

利用者負担	居住費		食費
	個室	多床室	
第1段階	320円	0円	300円
第2段階	420円	370円	390円
第3段階（1）	820円	370円	650円
第3段階（2）	820円	370円	1,360円

教養娯楽費　（希望により参加するクラブに係る材料代等）	実　費
健康管理費　（利用者の希望により実施するインフルエンザ予防接種代等）	実　費（予防接種　5，000円位）
預かり金品管理費　（希望する場合）　1ヶ月につき	2，000円
私物洗濯代　（クリーニング代）	実　費（市場価格相当額）
理美容代　（希望する場合）　1回につき	1，400円位
日用品費　（身の回り品について施設での提供を希望する場合）	
★　個別提供を選択する場合	
・歯磨き粉　（1本）	100円
・歯ブラシ　（1本）	200円
・洗顔・手洗用石鹸　（1個）	100円
・ティッシュペーパー、ウエットティッシュ　（1箱）	ペーパー100円、ウエット400円
・タオル各種　（1枚）	250円
・綿棒　（50本入り）	150円
★　上記によらず、常時提供を選択する場合　　1日につき	**80円**
＊内訳　（歯磨き粉、歯ブラシ、洗顔・手洗用石鹸、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、タオル各種、綿棒）	
＊施設での提供を希望しない場合、身の回り品はご持参願います。	

3. 介護保険運営基準外の費用（利用者負担10割分）

趣味・嗜好品、外注食・喫茶室の飲食代	実　費（喫茶代100～500円位）
希望者を対象にした行事に係る費用	実　費
個人の希望で遠方の病院等へ通院する際の送迎に要する費用	実　費（公共交通機関相当額）

＊おむつ代、日常生活上最低限必要な日用品費は介護報酬に係る費用に含まれる。